

意見募集要領

| | |
|---------|---|
| 案 件 名 | 阪南市市街化調整区域における地区計画の運用基準(案)に対するパブリックコメントについて |
| 意見提出期間 | 令和6年1月10日(水)から令和6年2月13日(火)まで |
| 問 合 せ 先 | 【所管課】都市整備課 【電 話】072-471-5678 内線:3203 【F A X】072-471-5781 【Eメール】 tosei@city.hannan.lg.jp |

 募集の趣旨

本市では、市街化調整区域での地域づくりについては、「市街化を抑制すべき区域」という市街化調整区域の基本理念を堅持しつつ、市街化調整区域固有の資源や既存のストックを活かした土地利用を図り、その魅力を最大限に引き出すものとしています。令和4年3月に策定した「阪南市総合計画」及び令和5年3月に改定した「阪南市の都市計画に関する基本的な方針(以下、「都市計画マスタープラン」という。)において定めている土地利用の方針を踏まえ、大阪府ガイドラインに整合し、阪南市の地域特性を考慮した、「阪南市市街化調整区域における地区計画の運用基準」(案)を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

公表案及び資料は、都市整備課、市民情報コーナー、尾崎・東鳥取・西鳥取の各公民館、図書館、保健センター、箱作住民センター及び本市ウェブサイトでご覧いただけます。

【公表資料の名称】

阪南市市街化調整区域における地区計画の運用基準(案)

 意見の提出方法

| 提出方法 | 提出先 |
|---------|--|
| ○書面提出 | 都市整備部都市整備課(阪南市役所分館33番窓口) |
| ○郵便 | 〒599-0292(住所不要) 阪南市役所 都市整備部都市整備課 宛 |
| ○電子メール | tosei@city.hannan.lg.jp |
| ○ファクシミリ | 072-471-5781 都市整備部都市整備課 宛 |

 ご意見の書式について

①日本語を用い、書面提出、郵便、電子メール、ファクシミリのいずれかでご提出願います。(口頭、電話によるご意見は受け付けません。また、提出されたご意見は返却しません。)

②提出の際には、案件名に加え下記の事項を明示してください。

個人の場合＝住所、氏名、電話番号

団体の場合＝主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号

 ご意見の活用方法

①いただいたご意見を考慮して運用基準(案)を決定します。

②「阪南市市街化調整区域における地区計画の運用基準(案)」を決定したときに、提出していただいたご意見の概要とこれに対する市の考え方等を本市ホームページ等で公表します。

※住所、氏名等の個人情報公表しません。

③案に対する賛否の結論だけを示したご意見については、市の考え方を示さない場合があります。

※ご意見を提出された方への個別の回答は行いません。